

「個人情報の取扱いに関する同意書」 新旧対比表（2023年2月13日変更）

新（赤字部分が変更箇所）	旧（赤字部分が変更箇所）
<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用）</p> <p>5. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、私が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報（以下「オンライン取引情報」という）。</p> <p>6. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、私が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「デバイス情報」という）。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
<p>第2条（銀行からJCBへの個人情報の第三者提供）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>第2条（銀行からJCBへの個人情報の第三者提供）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
<p>D 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会 その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供のため</p> <p>(2)提供する情報</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>(2)提供する情報</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
<p>3. 割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる第1条4項または5項の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、銀行は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、第1条4項または5項の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また</p>	

当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報  
を個人が直接特定できないような形式に置き換えうえで一  
定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携す  
る両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のため  
にも当該情報を使用します。詳細については、JCBのホームペー  
ジ内の「J/Secure(TM)サービスに関する案内」にて確認できま  
す。